

香取遺産

vol. 153

保存修理を終えた 旧大宮司家の表門



▲保存修理後の旧大宮司家の表門

家紋(巴九曜紋)▶

香取神宮の参道から総門を正面に見て、右手にある大きな門が、旧大宮司家の表門で、現在は神徳館表門と呼ばれています。

江戸時代までの香取神宮では、両社務と呼ばれる大宮司と大禰宜を筆頭に100人余に及ぶ神職が奉仕していました。その中でも社家総裁の家柄であり、対外的な役割を担った大宮司家は、齋館としての機能を兼ね備え、その表門は、勅使参向の際の出入り口を使用することから「勅使門」とも呼ばれていました。

大宮司家の格式を示すこの門は、発見された棟札から天明元年(1781)11月、当時の大宮司・大中臣森房が建立したもので、建ちが高く大規模な構造で、桁行3間、梁間2間の切妻造、屋根は茅葺で両袖塀が付属しています。間口は21尺(約6・36m)にも及ぶ大規模なもので、四脚門の間口を広げ、本柱筋(棟通り)を3間としたような構成です。本柱筋は、中央の間に扉を構え、両脇間は額縁付板壁とし、潜戸は付設されず、南北両側には、柿葺屋根付の袖塀(今回の修理によって銅板葺に改めた)が付属し、その南方袖塀に開戸が設けられています。また、この建物には、現在も赤色顔料や胡粉が部分的に残され、創建当初は彩色が施されていたことが確認されるほか、墓股に近世大宮司

家の家紋である巴九曜紋が丁寧に彫り込まれているといった特徴もあります。

大宮司家の邸宅は、神宮に伝わる寛政3年(1791)の絵図面により分かりますが、残念ながら、昭和21年頃に焼失し、昭和34年には「香取神宮御鎮座2600年祭記念事業」として、その跡地に集会などの施設として神徳館が建設され、現在に至っています。

唯一、火災から免れたこの門は、建立後の、文化14年(1817)と昭和38年に屋根葺替工事が行われています。香取神宮の大宮司家の格式を示す門で数少ない社家建築の遺例として重要であることから、平成7年6月1日に市指定有形文化財となっています。

この度、経年劣化により、茅葺屋根や躯体の損傷が認められたことから平成29年度から30年度まで保存修理工事が行われ、往時の姿に復元されました。

生涯学習課

(50)1224

